

【アメリカ】オバマ政権による新たな移民制度改革

海外立法情報課長 岩澤 聡

* オバマ大統領は、2014年11月20日に行った演説において、約400万人の不法移民の国外退去処分の延期等を含む新たな移民制度改革を大統領権限により開始すると発表した。

1 背景と経緯

アメリカ全土で1100万人を超える不法移民への対応はオバマ政権の最重要課題であり、オバマ大統領は、2期目の開始直後の2013年1月の一般教書演説において、多くの不法移民に市民権獲得への道を開く包括的な移民制度改革に取り組むことを表明した。2013年6月には、包括的移民改革法案（S.744）が連邦議会上院を通過したが、共和党が優勢な下院において同内容の法案は結果的に廃案に追い込まれた。

オバマ大統領は、11月20日の演説において、新たな移民制度改革プランを議会の手詰まりを打開するための暫定的かつ「常識的、中立的な取組」であると位置づけ、合法性を強調した。一方、共和党からは、即座に「国民の意思を無視するもの」「大統領権限の曲解」など非難の声が挙がり、反対法案（H.R.5759）が下院で可決されるなど、共和党が上下両院で多数を占める新たな議会を控えて対決姿勢が鮮明となっている。

2 移民制度改革の概要

今回の制度改革プランについて、以下に、その主要な内容を紹介する（注1）。

(1) 国境警備の強化

国境警備のための人員配置を抜本的に見直し、沿岸警備隊（U.S. Coast Guard）、税関国境警備局（U.S. Customs and Border Protection）、移民税関捜査局（U.S. Immigration and Customs Enforcement）及び市民権移民局（U.S. Citizenship and Immigration Services）の要員を統合して、3つの合同タスクフォースを創設する。第1のタスクフォースは南の領海を、第2のタスクフォースは南部国境と西海岸をそれぞれ管轄し、第3のタスクフォースは前2者を支援するための調査研究に従事する。

(2) 国外退去の優先順位の見直し

資源の効果的配分の観点から、国外退去措置の執行対象の優先順位を明確化し、第1のグループを国家安全保障上の脅威となる者、重罪犯人、暴力団員及び国境上で逮捕された不法入国者、第2のグループを比較的重大な又は常習的な軽犯罪者及び2014年1月1日以降に不法に入国又は再入国した者、第3のグループを2014年1月1日以降に発行された国外退去の最終命令に従わない者とする。

(3) DACA(Deferred Action for Childhood Arrival)プログラムの拡大

DACA（児童期入国者延期措置）は、入国時に16歳未満であった者の国外退去処

分を一時的に延期し、その間の就労許可を与える措置である。現行プログラムは、2012年6月15日時点で31歳未満であり、2007年6月15日より前に入国したことが資格要件となっているが、新たなプログラムは、年齢要件を外した上で入国日の要件も延長し、2010年1月1日より前に入国し、かつ入国時に16歳未満であった全ての不法入国者を対象とする。また、国外退去の猶予期間も2年から3年に延長する。報道によれば、新たなプログラムにより追加的に30万人が救済の対象となるとされる。

(4) アメリカ市民および合法的永住者の親に対する延期措置の適用

国外退去処分への延期措置の適用を、①上記の(2)の国外退去の優先順位に該当しない、②アメリカ滞在歴が5年以上である、③アメリカの市民権を持つ又は合法的永住者である子供を持つ、④延期措置の許可にとって不適切なその他の要因が存在しない、といった条件を全て満たす者に拡大する。該当者は、延期措置の資格が個別に審査された上で、就労許可証の申請が認められる。その際に、申請者には徹底した犯罪歴チェックが行われ、また、就労許可とあわせて納税の義務が課される。報道によれば、このプログラムにより370万人が救済の対象となるとされる。

(5) 高度な技能を要する業種及び労働者の支援

高度な技能を持つ外国人の雇用を促進し、また、外国人留学生の技能実習の機会を拡充するため多様な行政措置を実施する。例えば、制度の不備により就労のための永住ビザの発給に非常に時間がかかっている現状を解消し、申請資格を有する全ての労働者に永住ビザが適時に発給されるよう必要な措置を講じる。また、外国人留学生が卒業後又は在学中に、一定期間、専攻分野に関連する職業に就労することを認めるOPT (Optional Practical Training) プログラムの利用範囲や期間を拡充する。

3 移民制度改革に関する大統領覚書への署名

オバマ大統領は、翌11月21日に、2件の大統領覚書 (Presidential Memorandum) に署名を行った。そのうちの1件 (注2) は、国務長官及び国土安全保障長官に対して、120日以内に入出国管理制度の合理化と改善のための提案書を策定させること、もう1件 (注3) は、ホワイトハウスにタスクフォースを設置し、120日以内に関連各省庁へのさらなる勧告を含む統合計画を策定させること等を定めている。

注 (インターネット情報は2014年12月11日現在である。)

- (1) Department of Homeland Security, "Fixing Our Broken Immigration System Through Executive Action – Key Facts." <<http://www.dhs.gov/immigration-action>>
- (2) "Memorandum of Nov.21 2014, Modernizing and Streamlining the U.S. Immigrant Visa System for the 21st Century," *Federal Register*, 79(228), Nov.26, 2014, pp.70769-70770. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-11-26/pdf/2014-28195.pdf>>
- (3) "Memorandum of Nov.21 2014, Creating Welcoming Communities and Fully Integrating Immigrants and Refugees," *Federal Register*, 79(228), Nov.26, 2014, pp.70765-70767. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-11-26/pdf/2014-28191.pdf>>